

シンポジウム

『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまちを目指して



すみっコぐらしでも
心地よい毎日を過ごせるように

令和3年8月26日（木）

霧島市社会福祉協議会 成年後見センター



1. 霧島市成年後見センターのご紹介



★成年後見事業



中村

★日常生活自立支援事業



奥村

★生活福祉資金貸付事業



山口



後見制度のパンフレットが新しくなりました。

電子ブックでも閲覧可能です！

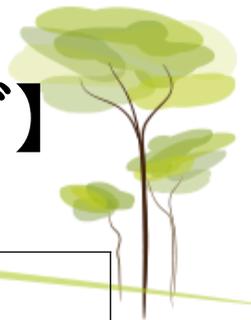
<https://www.print-for.com/kirisimasishakyokouguid/>



霧島市成年後見センターにおける
成年後見事業の実情



【後見センター・中核機関設立から現在まで】



時 期	概 要
2013年 (H25)	市民後見人養成研修開始
2014年2月 (H26)	大分県臼杵市へ研修視察
2015年 (H27)	成年後見制度市長申立開始
2016年1月 (H28)	熊本県山鹿市へ研修視察
2016年 (H28)	市民後見人養成研修修了
	市民後見人養成講座（基礎・上級）を開催
2017年1月 (H29)	成年後見制度啓発フォーラムを開催
2017年4月 (H29)	成年後見センター開設
2018年 (H30)	成年後見センター法人後見受任開始
2019年12月 (R1)	成年後見センターを中核機関として位置づけ
2020年 (R2)	志布志市、南さつま市、湧水町 交流視察受入 (Zoom)

【成年後見事業の実情】



①成年後見制度利用者数（令和2年12月末時点）

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助
256人	229人	23人	4人

※霧島市在住の方のみ。

②市長申立件数

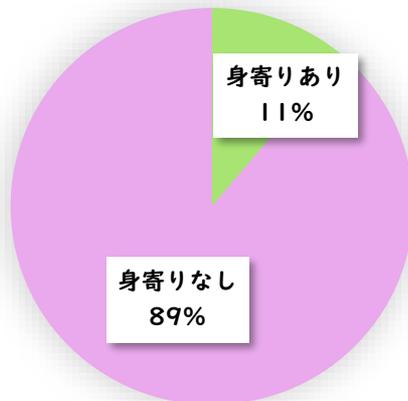
年度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数		4件	7件	2件	2件
内訳	高齢者	4件	6件	2件	2件
	障害者	0件	1件	0件	0件

※令和2年度は、申立書提出前に死亡された方が1件、
取り下げが1件。

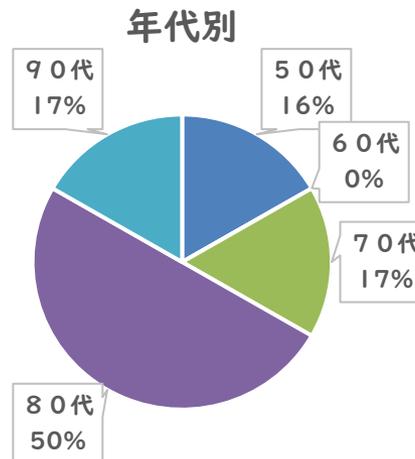
③成年後見センター受任状況

項目	内 訳	
受任件数	新規受任	2件（病院入院中2件）
	終了案件	2件（病院入院中1件、施設入所中1件）
	稼働件数	7件（後見6件、補助1件）
市長申立件数	2件 ※申立書提出前に死亡した案件1件	

身寄りの有無



<身寄りなし内訳>



★全てのケースにおいて、

- ・医療機関
- ・施設
- ・生活保護（4件）
- ・相談員

等と連携している。

これまでの成年後見センターにおける 身寄り問題への取り組み



- R1.6 身寄りのない方への支援を考える研修会
- R2.2 終活ガイド検定受講
- R2年度 私のアルバム
- R2年度 民児協勉強会（後見制度について）
- R2年度 身障協・親の会（後見制度について）
- R3年度 民児協勉強会（後見制度について）
- 毎月1回 身寄り問題作業部会への参加
- 毎月1回 身寄り問題勉強会への参加



ケース紹介

【利用者プロフィール】

居住状況：市街から離れた一軒家に一人暮らし。

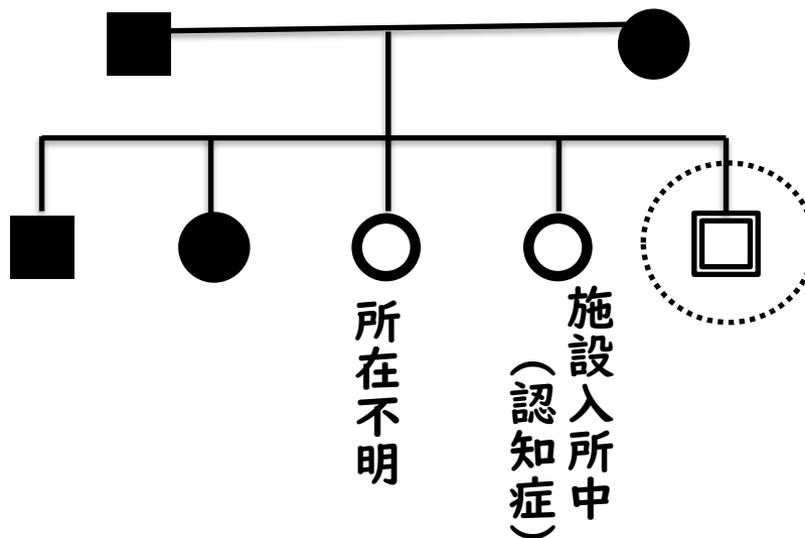
身体状況：認知症があり、身体機能が低下している。要介護2→要介護4（入院後）

親族状況：結婚歴なく、子どもはいない。

5人兄弟の末っ子。



Aさん
(男性)
80代



ケース紹介



交流関係：定期的に声掛けをしてくださる民生委員を信頼しており、困ったことがあれば電話をする。

関わり：小規模多機能ホーム
包括支援センター
医療機関（往診）
配食サービス（社会福祉協議会）

本人の思い（入院前）：自宅で生活したい。
施設や病院には行きたくない。

自宅での様子：ほとんど家の中で過ごす。

生活歴：若いころは出稼ぎに出ていた。
家に戻り両親と生活していた。



ケース概要



- ・平成30年1月、包括支援センターより連絡。
民生委員が訪問した際、本人の異変に気づき、救急搬送された。
硬膜下血腫の診断を受け、入院となった。
金銭管理は本人がしていたが、入院によりできなくなり、
病院代の支払い等について、日常生活自立支援事業での対応は
可能なのか。
- ・年金は月2万円。生活保護の申請を行っていた。

まさかの!!!

*自宅に多額の現金があったことが判明!!

疑問

◎本人の思いはどのようなのか？

◎金銭管理はどうするか？

◎親族はいるのだろうか？

いたとしても、関わることができるのだろうか。



ケース会議

<入院2日目>



- ・肺炎併発
- ・ほぼ寝たきり
- *意識がなく、
本人の思いは
確認できない

民生委員

MSW

小規模

行政

<入院5日目>



- ・意識回復
- *本人の思いを
確認

- ・衣食住が整っていれば
それでいいです。
お任せします。

後見センター

包括

検討の結果



- 本人は未婚で、子どもはいない。
- 生存しているきょうだいは2人いるが、一人は所在不明、もう一人は、認知症グループホームに入所中で交流はない。
- 甥、姪とも交流はない。
- 今後、金銭管理や入院、入所、サービス利用における契約等で支援が必要。
- 自宅から、多額の現金が発見されたことから、日常生活自立支援事業では対応できないのではないか。



- 本人の身体機能が低下し、要介護4となった。
自宅での一人暮らしが困難なため、介護付き有料老人ホームへの入所で調整する。
- 成年後見制度の利用が望ましいと思われるが、親族が申立を行うことは困難と思われるため、市長申立で対応する。
- 本人の回復を待って、包括職員、施設職員同席のもと、制度の説明や本人の思いを確認する。

支援経過



H30.1.4

- ・救急搬送

1.5

- ・ケース会議

2.16

- ・介護付き有料老人ホーム入所

3.16

- ・グループホーム入所に向けた検討会

4

- ・市長申立

5

- ・成年後見センター
法人後見選任

12.10

- ・グループホームへ
転所

H31.2.13

- ・脳出血により入院

R1.10.8

- ・本人死亡

- ・通夜、葬儀、納骨は、
民生委員・後見センター
が行った。

- ・本人、医療機関、葬儀
社と、亡くなった場合
の対応を検討。
連携体制を整えた。

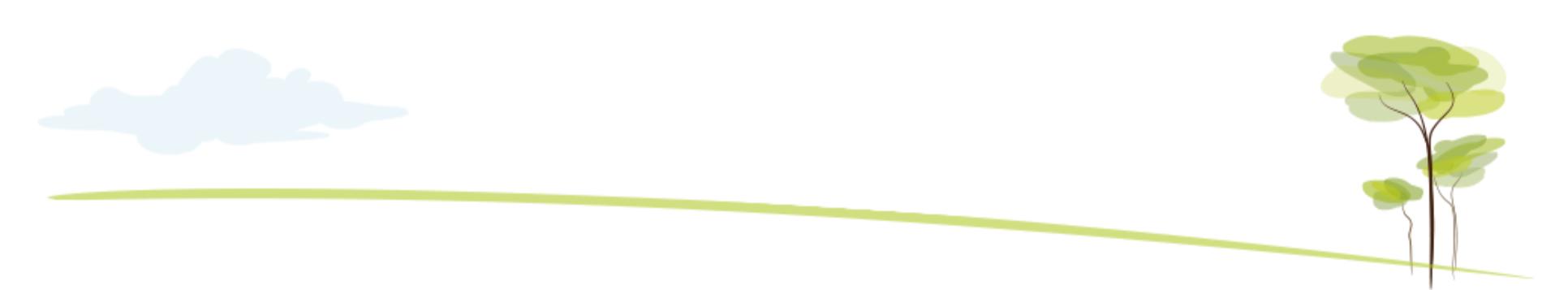
- ・民生委員が同行

- ・民生委員・施設・包括
後見センター

- ・民生委員が同行

- ・民生委員・医療相談員・
小規模・行政・包括・
後見センター

- ・民生委員の訪問で発見



本人の判断能力が不十分な場合でも、
他の方法で本人の権利を守れると判断
される場合には成年後見制度をすぐには
利用しないという選択肢も考慮する必要
がある。

※障害者相談支援従事者初任者研修テキストより

（まだまだ完璧な制度ではない！）

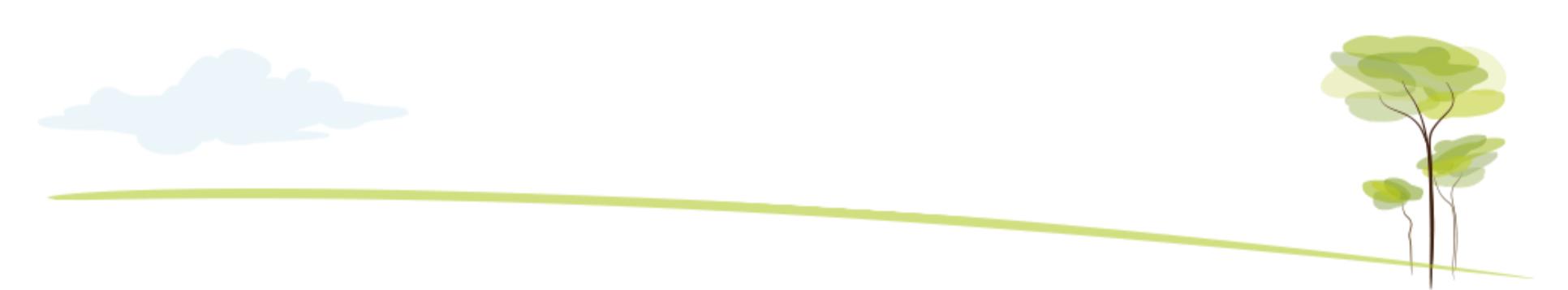
成年後見人等だけいたら大丈夫？



その人の生活を支えるには、後見人だけでなく、色々な人の支援が必要です！！

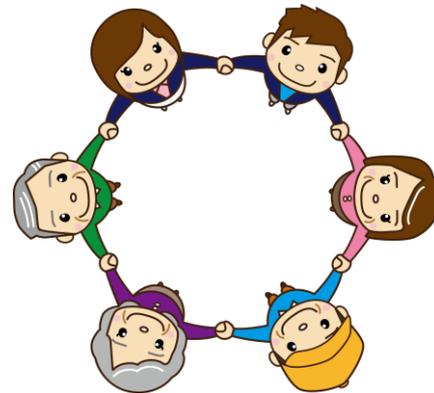
- ・ 家族 ・ 友人 ・ ご近所や地域の方
- ・ ボランティア ・ 医療関係者 ・ 各種専門職
- ・ 介護や自立支援の事業所、施設 ・ 公的機関
- ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 など…

*周りの人たちが協力し合って支援していくことで、「住み慣れた地域で穏やかな生活」ができるのです！

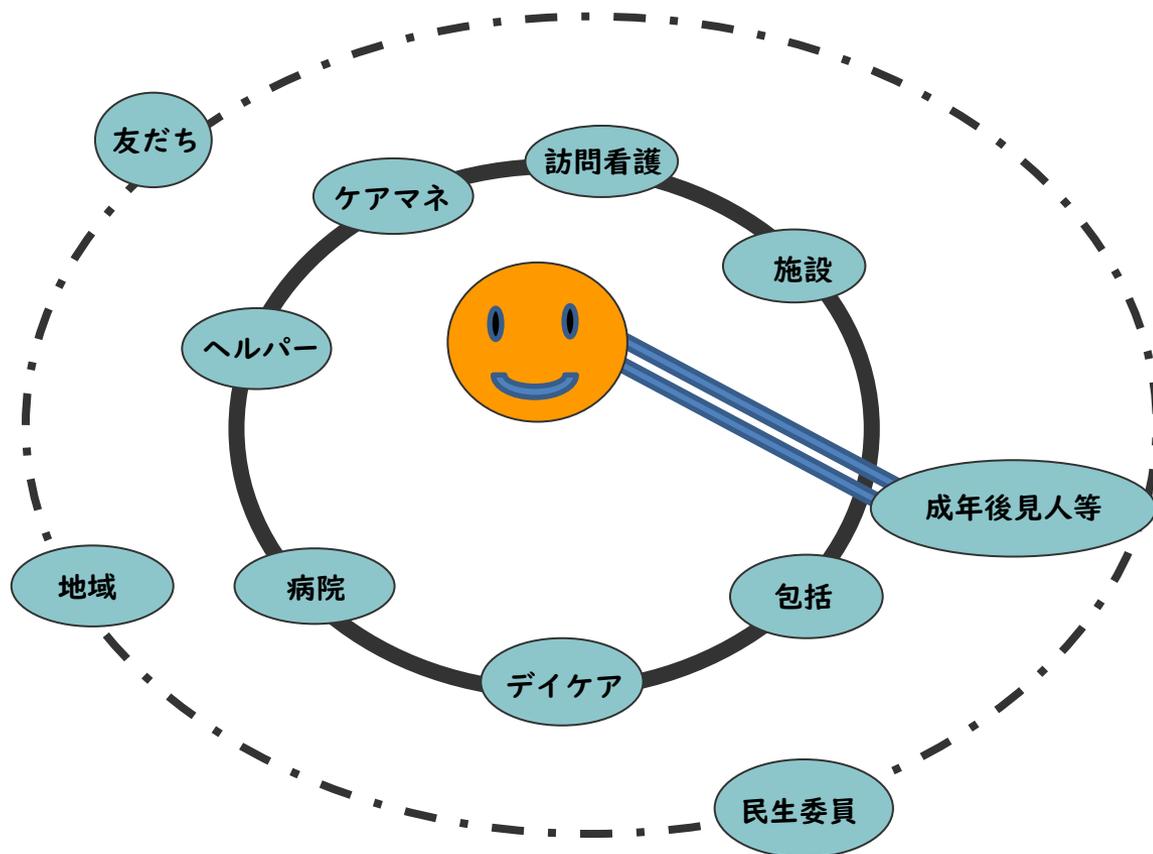


後見人が就いたからといっても何でも出来るわけではありません。関係機関の協力なしには、本人の支援は成り立ちません。

(後見人は社会資源のひとつ！！)



YOU 優ネットワーク



今年度のテーマは. . .

★わくわく大作戦！ ★イメージチェンジ！

- ・意思決定支援研修
- ・市民後見人養成講座「い・ろ・は」
- ・支援者向けハンドブック作成
- ・支援者向け出前講座
- ・「YOU  優」講座（福祉教育）



ありがとうございました。

